

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

社内貸付けの通達改正

Q : 社内貸付け関係の通達に改正があったようですが、どのような内容でしょうか。

A : ローン借換えに関する取り扱いが変更されました。

【解説】

平成11年度の税制改正では、「給与所得者が住宅取得資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例」の非課税判定基準が、3%から1%に引き下げられました。

これを受けて、国税庁ではこの特例に関する通達改正を行いました。

改正通達では、「住宅等の取得のための貸付けであるかどうかの判定」に関する注意書き部分が拡充されています。

社員が住宅ローンを組んだ場合、会社がその利子の一部を負担するケースはよくありますが、こういった場合等で、社員が住宅ローンの借換えを行うと、従来は、特例の適用はないものと解釈されていました。借換えによって新たに発生する借入金には住宅取得のためではないとされていたわけです。

今回の改正で、注意書きが新設され、「従前の住宅資金の借入金を消滅させるため」であり、「新たに受けた貸付けによる資金を住宅等の取得に充てる」借換えであれば、借換え後も特例の適用ができることとされました。

この取り扱いは、平成11年4月1日以降に発生する経済的利益から適用されることとなりますが、借換えをした時期については問わないこととされています。

